


# 出席停止について

学校保健安全法に定められた感染症である場合、出席停止の手続きをします。医師から診断を受けたら、すぐに学校へご連絡ください。保護者の方からの連絡を受けた日から出席停止の手続きをとります。登校の際には、「登校許可証明書」を医師に記入していただき学校へ提出して下さい。出席停止のあいだは欠席にはなりません。

「登校許可証明書」は保健室にあります。また、このHPよりダウンロードすることもできます。

## ☆ 出席停止の対象となる病気

	対象疾患	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ血熱、痘そう、急性灰白髄炎、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がペストSARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。）の法定伝染病	治癒するまで 
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふく） 風疹（三日ばしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核	→解熱した後2日を経過するまで →特有の咳が消失するまで →解熱した後3日を経過するまで →耳下腺の腫張が消失するまで →発疹が消失するまで →すべての発疹が痂皮化するまで →主要症状の消退後2日を経過するまで →感染の恐れがないと認められるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで

## ☆ 出席停止の措置が必要ではない病気

アタマジラミ、水イボ、とびひ

ただし、感染の感染拡大の恐れはありますので、学校にはお知らせください。